指定通所介護 重要事項説明書

あなた (利用者) に対するサービスの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 アルスタック	
主たる事務所の所在地	〒660-0893 尼崎市西難波町2丁目19番12号	
代表者(職名・氏名)	代表取締役 杉浦 美保子	
設 立 年 月 日	平成22年6月10日	
電話番号	06-6419-4728	

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の	名称	ラウレアート		
サービスの種類		指定通所介護		
事業所の所る	在 地	〒660-0084 尼崎	市武庫川田	Ţ 1 — 8
電話番	号	06-6419-	4482	
指定年月日・事業所	新番号	平成30年6月1	日指定	
実施単位・利用	定員	1 単位		定員20人
事業の責任者	者	管理者		田中 理恵
通常の事業の実施	匝地域	尼崎市		
食堂兼機能訓練室 69.4㎡			フト、パネルヒーター) べてウォシュレット付) ー、スロープ)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態の利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話を行うことにより、社会的孤立感の解消並びに心身機能の維持·改善を図ると共に、利用者家族様の身体的·精神的負担の軽減も合わせて目的とする。
運営の方針	利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ、入浴·排泄・移動·整容・更衣・食事・コミュニケーション等の自立に向けた機能訓練を行います。 事業の実施に当っては、尼崎市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月31日から1月3日)を除きます
営業時間	8時30分から17時30分まで
サービス提供時間	9時30分から16時30分まで

5. 事業所の職員体制

従業者の	勤務の形態	職務内容
職種	人数	
生活相談員	常勤兼務 2人	生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切 な相談、援助を行い、通所介護計画の作成を行う。
看護職員	非常勤専従 2人非常勤兼務 1人	看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、 必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な 業務の提供にあたる。
介護職員	常勤兼務 3人 常勤専従 1人	介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、 必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な 業務の提供にあたる。
機能訓練 指導員	非常勤兼務 3人	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能 の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

6. サービス提供の担当者

管理責任者(管理者)及び、あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 田中 理恵
担当職員の氏名	生活相談員 田中 俊雄

7. 通所介護の内容

通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

- (1)日常生活の世話及び支援
- (2)機能訓練
- (3)食事の提供
- (4)入浴サービス
- (5) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7)送迎
- (8) アクティビティ など

8. 記録の保管

あなた対する通所介護の提供について記録を作成し、それを5年間保管します。あなたもしくは家族(代理人)の請求に応じてこれを閲覧及び複写物を交付することができます。複写費用は有料となります。

9. サービス提供計画等

あなたに提供する通所介護の内容は、生活相談員が通所介護計画として作成しあなた 又はその家族に対して説明し同意を得た上で提供いたします

10. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護</u>保険の月額の区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額(10割)をご負担いただきますあなたがいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金の全額をいったん支払って頂きます。この場合サービス提供証明書を発行します。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後に自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い))

1) 基本サービスの負担額

	6時間以上7時間未満		
	1割負担	2割負担	10 割負担
要介護 1	610円	1,220円	6,102円
要介護 2	720円	1, 440円	7,200円
要介護3	831円	1,662円	8,318円
要介護 4	941円	1,882円	9,415円
要介護 5	1,053円	2, 106円	10,533円

(1-2) 加算対象サービスの負担額

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が利用料に加算されます。

	1割負担	2割負担	10 割負担
入浴加算 I	41円(1回)	83円(1回)	4 1 8円
個別機能訓練加算 I(イ)	59円(1回)	117円(1回)	590円
サービス提供体制強化加算 I	22円(1回)	45円(1回)	229円
口腔機能向上加算 I	156円(1回)	313円(1回)	1,567円
介護職員処遇改善加算	当月介護保険利用総額の9.2%で得た額の負担割合額		

^{※1}回利用の概算額です。

※(1)の基本・加算対象サービスには、尼崎市の地域加算4.5%が含まれています。 介護報酬改正、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に 変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を 行う1か月前までにご説明します。

(2) その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1回につき770円
おむつ代	おおむつの提供を受けた場合、実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者 負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常 生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合も介護報酬に関するキャンセル料は不要です。利用予定日の前日 15:00 まで申し出がなかった場合、欠席にあたり(同月内)別日にご利用の場合、食事代は不要です。振り替え利用がない場合食事代のキャンセル料 770 円を頂きます。その他、原重要事項説明書の通りとする。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日15時まで	無料
利用予定日の前日15時以降	食費770円

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて翌月15日までに請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、月末までに差し上げます。

支払い方法	支払い要件等		
口座引落	サービスを利用した月の翌々月の4日(祝休日の場合は直後の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。		
現金払い	サービスを利用した月の翌月の月末(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。		

11. 守秘義務等

- (1)従業員等は、通所介護を提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 従業員等は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供します。
- (3) あなたのサービス担当者会議等において個人情報を用いる必要性がありますので「個人情報使用同意書」に同意をお願いします。他の居宅サービス事業所等との連携を図るなど必要な理由がある場合には、「個人情報使用同意書」に基づき、利用者又は利用者の家族等の個人情報を最小限な範囲で用いることがあります。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医療機関の名称	
┃ ┃ 利用者の主治医	氏名	
利用日のエル区	所在地	
	電話番号	
	氏名	
緊急連絡先		
(家族等)	(利用者との続柄)	
	電話番号	

13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、あなたの家族、あなたの担当の居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとします

当事業所は、兵庫県社会福祉協議会の「ひょうご福祉サービス総合保障制度」の賠償責任保険に加入しています。その内容はいつでも開示いたします。

14. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

尼崎市武庫川町1-8 ラウレアート

受付時間:8:30~17:30 月~金 (12/31~1/3を除く)

電 話 番 号: 06-6419-4482 FAX06-6418-2211

苦情受付担当者:生活相談員 田中 俊雄 苦情解決責任者:管 理 者 田中 理恵

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。 【苦情受付機関】

	尼崎市東七松町1丁目23-1
尼崎市	受付時間:9:00~17:30
介護保険課	月~金(祝日、12/29~1/3除く)
	電話番号:06-6489-6322 FAX:06-6489-7505
	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801
兵庫県国民健康	受付時間:8:45~17:15
保険団体連合会	月~金(祝日、12/29~1/3除く)
	電話番号: 078-332-5617 FAX: 078-332-5650

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意してください。サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2)複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 酒気を帯びて、また飲酒して利用しないで下さい。
- (4) 利用中、暴力行為や器物破損等があるときは利用を制限させて頂きます。
- (5) 金銭の貸し借りや、利用者同士に多大な迷惑行為等を生じる行為は禁止です。
- (6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り 早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

16. 非常災害対策

事業所は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常 災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

17. 重要事項の変更

重要事項説明書の内容に変更が生じた場合は、新しい重要事項説明書を交付し、口頭 で説明し同意確認をしていただきます。

令和 年 月 日

事業所は、利用者への指定通所介護の提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 所 所在地 尼崎市武庫川町1-8 事業所名 ラウレアート 説明者職・氏名 管理者 田中 理恵 印

私は、事業所より上記の重要事項について説明を受けました。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名 印